資料５

○生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

(1)　生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
別表第1(第12条関係)
1　やまびこホール　略

2　生駒市コミュニティセンター(文化ホール)　略

3　生駒市コミュニティセンター(会議室等)
<table>
<tr><th></th><th>9：00～12：00</th><th>12：00～14：30</th><th>14：30～17：00</th><th>17：00～19：30</th><th>19：30～22：00</th></tr>
<tr><td>会議室201～204
1室につき</td><td>820円</td><td>620円</td><td>620円</td><td>620円</td><td>620円</td></tr>
<tr><td>会議室205</td><td>930円</td><td>820円</td><td>820円</td><td>820円</td><td>820円</td></tr>
<tr><td>会議室206・301
1室につき</td><td>1,640円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td></tr>
<tr><td>会議室401</td><td>2,060円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td></tr>
<tr><td>会議室402～404
1室につき</td><td>1,950円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td></tr>
<tr><td>和室</td><td>620円</td><td>510円</td><td>510円</td><td>510円</td><td>510円</td></tr>
</table>
備考　この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

4　附属設備　略
</td><td>
別表第1(第12条関係)
1　やまびこホール　略

2　生駒市コミュニティセンター(文化ホール)　略

3　生駒市コミュニティセンター(会議室)
<table>
<tr><th></th><th>9：00～12：00</th><th>12：00～14：30</th><th>14：30～17：00</th><th>17：00～19：30</th><th>19：30～22：00</th></tr>
<tr><td>会議室201～204
1室につき</td><td>820円</td><td>620円</td><td>620円</td><td>620円</td><td>620円</td></tr>
<tr><td>会議室205</td><td>930円</td><td>820円</td><td>820円</td><td>820円</td><td>820円</td></tr>
<tr><td>会議室206</td><td>1,640円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td><td>1,340円</td></tr>
<tr><td>会議室401</td><td>2,060円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td><td>1,750円</td></tr>
<tr><td>会議室402～404
1室につき</td><td>1,950円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td><td>1,640円</td></tr>
</table>
備考　この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

4　附属設備　略
</td></tr>
</table>

(2)　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 25 年 12 月生駒市条例第 41 号)新旧対照表(附則第 2 項関係)

現行	改正案
第 4 条　生駒市生涯学習施設条例の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 1 の表中「1,850 円」を「1,890 円」に、「1,540 円」を「1,570 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「930 円」を「940 円」に、「720 円」を「730 円」に、「620 円」を「630 円」に改め、別表第 1 の 2 の表中「12,650 円」を「12,890 円」に、「21,190 円」を「21,580 円」に、「44,020 円」を「44,840 円」に、「9,570 円」を「9,740 円」に、「15,840 円」を「16,130 円」に、「33,000 円」を「33,600 円」に、「3,090 円」を「3,140 円」に、「2,570 円」を「2,620 円」に、「10,700 円」を「10,900 円」に、「2,370 円」を「2,410 円」に、「1,950 円」を「1,990 円」に、「8,140 円」を「8,300 円」に、「8,020 円」を「8,170 円」に、「33,320 円」を「33,940 円」に、「7,200 円」を「7,330 円」に、「5,960 円」を「6,080 円」に、「24,830 円」を「25,320 円」に、「510 円」を「520 円」に、「410 円」を「420 円」に、「2,150 円」を「2,200 円」に改め、別表第 1 の 3 の表中「820 円」を「840 円」に、「620 円」を「630 円」に、「930 円」を「940 円」に、「1,640 円」を「1,680 円」に、「1,340 円」を「1,360 円」に、「2,060 円」を「2,090 円」に、「1,750 円」を「1,780 円」に、「1,950 円」を「1,990 円」に、「510 円」を「520 円」に改める。	第4条　生駒市生涯学習施設条例の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 1 の表中「1,850 円」を「1,890 円」に、「1,540 円」を「1,570 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「930 円」を「940 円」に、「720 円」を「730 円」に、「620 円」を「630 円」に改め、別表第 1 の 2 の表中「12,650 円」を「12,890 円」に、「21,190 円」を「21,580 円」に、「44,020 円」を「44,840 円」に、「9,570 円」を「9,740 円」に、「15,840 円」を「16,130 円」に、「33,000 円」を「33,600 円」に、「3,090 円」を「3,140 円」に、「2,570 円」を「2,620 円」に、「10,700 円」を「10,900 円」に、「2,370 円」を「2,410 円」に、「1,950 円」を「1,990 円」に、「8,140 円」を「8,300 円」に、「8,020 円」を「8,170 円」に、「33,320 円」を「33,940 円」に、「7,200 円」を「7,330 円」に、「5,960 円」を「6,080 円」に、「24,830 円」を「25,320 円」に、「510 円」を「520 円」に、「410 円」を「420 円」に、「2,150 円」を「2,200 円」に改め、別表第 1 の 3 の表中「820 円」を「840 円」に、「620 円」を「630 円」に、「930 円」を「940 円」に、「1,640 円」を「1,680 円」に、「1,340 円」を「1,360 円」に、「2,060 円」を「2,090 円」に、「1,750 円」を「1,780 円」に、「1,950 円」を「1,990 円」に改める。